令和８年度第１回定時理事会議事録（要旨）

１　開催の日時及び場所　　令和８年５月１日（金）
午後２時00分～午後３時30分
調布市国領町３丁目８番地１
（公財）調布ゆうあい福祉公社 活動室２

２　理事の現在数　　７名

３　定足数　　４名

４　出席理事数　　６名

５　審議事項

議案第 １号　専決処分の承認について（令和７年度収支補正予算第６号）
議案第 ２号　専決処分の承認について（令和７年度収支補正予算第７号）
議案第 ３号　専決処分の承認について（令和７年度収支補正予算第８号）
議案第 ４号　専決処分の承認について（令和７年度収支補正予算第９号）
議案第 ５号　専決処分の承認について（職員就業規則の改正）
議案第 ６号　専決処分の承認について（職務限定職員就業規則の改正）
議案第 ７号　専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）
議案第 ８号　専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）
議案第 ９号　専決処分の承認について（給与規程の改正）
議案第10号　専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセンター（介護予防）認知症対応型通所介護運営規程の改正）
議案第11号　専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセンター調布市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）運営規程の改正）
議案第12号　専決処分の承認について（調布市入間町地域密着型認知症デイサービスぷちぽあん（介護予防）認知症対応型通所介護運営規程の改正）
議案第13号　令和７年度事業報告（案）について
議案第14号　令和７年度収支決算（案）について
議案第15号　理事候補者の選任について
議案第16号　理事候補者の選任について
議案第17号　理事候補者の選任について
議案第18号　理事候補者の選任について
議案第19号　理事候補者の選任について
議案第20号　理事候補者の選任について
議案第21号　理事候補者の選任について
議案第22号　監事候補者の選任について
議案第23号　監事候補者の選任について
議案第24号　令和８年度定時評議員会の招集について

６　報告事項

報告第 １号　令和７年度下半期苦情解決状況について

報告第 2 号　令和 7 年度下半期事故報告について

(1) 会議成立の報告

冒頭に定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3)審議事項

ア　議案第 1 号　専決処分の承認について（令和 7 年度収支補正予算第 6 号）

イ　議案第 2 号　専決処分の承認について（令和 7 年度収支補正予算第 7 号）

ウ　議案第 3 号　専決処分の承認について（令和 7 年度収支補正予算第 8 号）

エ　議案第 4 号　専決処分の承認について（令和 7 年度収支補正予算第 9 号）

議案第 1 号から議案第 4 号までは、令和 7 年度予算の補正を行うものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

【議案第 1 号　専決処分の承認について（令和 7 年度収支補正予算第 6 号)】

「本件は、人事管理費における求人広告の掲載費用について、予算を補正している。

補正額は 60 万 5000 円。補正日は令和 8 年 2 月 4 日である。

詳細は後ほど次ページ以降の資料で確認願いたい。」

【議案第 2 号　専決処分の承認について（令和 7 年度収支補正予算第 7 号)】

「本件は、管理事務費及びデイサービスぷちぽあん受託事業費におけるセキュリティカメラの設置について、予算を補正している。

補正額は 100 万 4000 円。補正日は令和 8 年 2 月 5 日である。」

【議案第 3 号　専決処分の承認について（令和 7 年度収支補正予算第 8 号)】

「本件は、デイサービスぷちぽあん受託事業費において、故障している業務用のエアコンの入替えをするに当たり、予算を補正している。

補正額は 83 万 6000 円。補正日は令和 8 年 3 月 1 日である。」

【議案第 4 号　専決処分の承認について（令和 7 年度収支補正予算第 9 号)】

「本補正は、予算額の不足等を踏まえ、必要な予算の調整を行うものである。補正の主な内容は、9 点である。人件費に関するものが 5 件、東京都の補助金に関するものが 3 件、事業費に関するものが 1 件である。

補正の総額は 462 万 3000 円。補正日は令和 8 年 3 月 31 日である。」

議案第 1 号から議案第 4 号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

オ　議案第 5 号　専決処分の承認について（職員就業規則の改正）

カ　議案第 6 号　専決処分の承認について（職務限定職員就業規則の改正）

キ　議案第 7 号　専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）

ク　議案第 8 号　専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）

議案第 5 号から議案第 8 号までは、生理休暇の名称変更に伴う就業規則の改正に係るものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

【議案第５号　専決処分の承認について（職員就業規則の改正）】
「本件は、調布市の制度改正に伴い職員の就業規則を改めるもので、施行日を令和８年４月１日として専決処分を行っている。
内容としては、生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるほか、条文上の所要の改正を行っている。なお、改正の背景としては、生理休暇取得への心理的抵抗感を緩和するためとしている。」
【議案第６号　専決処分の承認について（職務限定職員就業規則の改正）】
「本改正は、正規職員の職員就業規則を改正することから、職務限定職員就業規則も併せて改正を行うもので、施行日を令和８年４月１日として専決処分を行っている。
内容としては、同様に、生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるものである。」
【議案第７号　専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）】
「こちらも、職員の就業規則の改正に併せ、規則を改めるものである。施行日は令和８年４月１日として専決処分を行っている。
内容は、同様に、生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるほか、所要の改正ということで、条文の改正も正規職員就業規則に併せて行っている。」
【議案第８号　専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）】
「こちらも同様に、ホームヘルパー就業規則の生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるものである。施行日は令和８年４月１日として専決処分を行っている。」
監事より、「これは、名称が変わるので、対象は女性だけということでよろしいか」との質問があり、事務局より、「名称が健康管理休暇に変わるが、条文の中に「生理時」という表記があるので、対象はこれまでと変わらず、生理休暇のお休みとなる」との答弁があった。
議案第５号から議案第８号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ケ　議案第９号　専決処分の承認について（給与規程の改正）

事務局より次のように説明があった。
「改正の主な内容の１点目は、給与表の改正である。新旧対照表の１ページから５ページまでが給与表の記載となっているが、別表第１ 給与表、４級・５級、これらは管理職の給与額となるが、こちらの改正を行っている。
２点目は、特別調整額の改正である。新旧対照表の５ページ、別表第３の一番上である。今回、差替えで、こちらを追加し、赤字の金額に変更となる。
３点目は、住居手当の改正である。新旧対照表の５ページから６ページにまたがる部分で、主に６ページになるが、赤字の追加がされている。こちらは、居住手当の額を改正するもので、主には若手職員の居住手当を拡充するという内容で改正がされている。
４点目、５点目は、宿泊費、日当の名称等の改正になる。６ページから７ページの別表第４のとおり、手当の名称と額が変更となっている。」
審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

コ　議案第10号　専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセンタ

ー（介護予防）認知症対応型通所介護運営規程の改正）

サ　議案第 11 号　専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセンターー調布市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）運営規程の改正）

シ　議案第 12 号　専決処分の承認について（調布市入間町地域密着型認知症デイサービスぷちぽあん（介護予防）認知症対応型通所介護運営規程の改正）

議案第 10 号から議案第 12 号までは、調布市受託事業の運営規程の改正に係るものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

【議案第 10 号　専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセンター（介護予防）認知症対応型通所介護運営規程の改正）】

「本改正は、令和 8 年 4 月から住民参加型サービスの料金改定を行ったことに伴い、利用者の食費についても改正するものである。

新旧対照表の 2 ページであるが、(2) 食費並びに (3) キャンセル料 600 円を 700 円に改める。ほか、所要の改正を行っている。」

【議案第 11 号　専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセンター調布市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）運営規程の改正）】

「本改正は、調布市国領高齢者在宅サービスセンターの運営体制の変更に伴う改正である。これまで休止中としていた一般型の通所介護を廃止したため、条文全体の文言整理ほか所要の改正を行っている。」

【議案第 12 号　専決処分の承認について（調布市入間町地域密着型認知症デイサービスぷちぽあん（介護予防）認知症対応型通所介護運営規程の改正）】

「本改正は、令和 8 年 4 月から住民参加型サービスの料金改定を行ったことに伴い、利用者の食費についても改正するものである。

新旧対照表 2 ページであるが、(2) 食費並びに (3) キャンセル料 700 円を 800 円に改める。ほか、所要の改正を行っている。」

議案第 10 号から議案第 12 号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ス　議案第 13 号　令和 7 年度事業報告（案）について

事務局より次のように説明があった。

「議案書と令和 7 年度事業報告（案）、事業報告資料が対象になるが、概要版を使ってご説明する。

まずは公社の現状についてである。

我が国では、長年にわたり人口減少と少子高齢化が進行しており、それに伴う医療・介護需要の増大や福祉人材の不足は、引き続き大きな社会課題となっている。こうした中、「地域における支え合い」の重要性は一層高まっており、利用会員、協力会員の皆様と日々かかわる中で、公社に寄せられる期待の大きさを改めて実感している。

令和 7 年度は、第 3 次中期計画の 2 年目として、各事業とも概ね目標を上回る実績となり、全体としては順調に推移した。表に記載のとおり、特に住民参加型事業では、利用会

員・協力会員ともに増加傾向にあり、今後の事業継続に向けた明るい兆しがうかがえる。
協力会員については、20 代・30 代を中心に若い世代への広がりも見られ、地域住民との交流を通じて実生活に役立つ学びや貴重な経験が得られるとの声も寄せられている。単にサービスを提供するにとどまらず、住民参加や助け合いの価値を実感していただけるよう、今後も取り組んでいく。
また、自主事業においても人材確保を進めた結果、事業運営の安定化と収支改善が進み、経営基盤の強化につながった。
一方で、物価や人件費の上昇は事業運営に影響を及ぼしており、住民参加型事業では、令和 8 年度から利用料金及び協力会員報酬の改定を行うこととした。
今後も利用者等の声を丁寧に受け止めながら対応していきたい。
また、公社全体として、人材確保は引き続き大きな課題であり、選ばれる団体・組織となるための魅力づくりと情報発信の工夫が求められている状況である。
続いて、重点的な取組についてである。
まず、「地域共生社会の実現と孤独・孤立防止」である。
令和 7 年度は、孤独・孤立をテーマに福祉講演会を実施した。想定を上回る申込みがあり、市民の関心の高さがうかがえたことから、さらなる理解促進を図るため、「つながりサポーター養成講座」を新たに実施した。
また、住民参加型事業においては、多世代交流の場としての機能も見られることから、若年層の参加促進を目的に、令和 8 年度から協力会員の対象年齢を 16 歳へ引き下げ、基盤の拡充を図っていく。
次に、「ケアラー支援」である。
ケアラーサポーター養成講座は開始から 3 年目を迎え、サポーターの広がりが見られ、その役割への期待が高まっている。一方で、ケアラー相談件数は横ばいであり、支援につながらず潜在化している課題も認識している。このため、相談につながるための工夫として、ケアラーサポートブックの一部刷新を行った。
また、ヤングケアラー支援については、18 歳を超えるケースも見られるなど、支援ニーズの広がりがうかがえる状況にあり、引き続き関係機関との連携が重要であると考えている。
さらに、デイサービスにおいて家族会を開催し、家族介護者の孤立防止に努めた。
「認知症支援」では、新たな取組として若年性認知症当事者の会を 3 回実施し、居場所づくりと交流の促進を図った。参加者からは、継続的な実施を望む声も多く、今後は定例的な取組としていく予定である。
また、認知症サポーターの活動支援を通じて、地域における支援体制の充実にも取り組んだ。
「フレイル・介護予防支援」では、令和 7 年度は、作業療法士（OT）を確保し国領デイに配置したことで、総合事業通所型サービス（市基準）のプログラム更新を行い、専門的な助言が得られる点について、利用者からも好評である。
一方、市基準のサービス稼働率は目標に達せず、広報や関係機関との連携を進めたものの、天候や体調変化等により安定的な利用確保が課題となった。筋力トレーニング機器の導入の要望も踏まえ、改善策を検討していく。

また、地域包括支援センターでは、10 筋体操等を通じてフレイル予防の普及啓発に取り組み、地域と連携した体制づくりを進めた。」

理事より、「本編の 29 ページ、下のほうに「専門資格の取得の促進」とあり、非常によいと思っている。どういった内容か教えてほしい」との質問があり、事務局より、「公社では、福祉職、相談職、介護職等で、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、看護師等、有資格者が多い。職員のブラッシュアップ、スキルアップも含め、資格取得、また研修受講につなげるために、自主研修の制度の充実を行い、去年ぐらいから、研修を受ける受講日を有休特別休暇で 5 日間お休みできる制度を設けていた。また、少額だが、費用負担をしていたものを、少し金額を拡充し、ある程度受講料をカバーする形で、資格取得、研修受講を促進する目的で研修制度を充実した」との答弁があった。

理事より、「社会福祉士さんとか介護福祉士さんとか、いろいろあると思うが、令和 7 年度は、そういう新しい資格を取った方はいるのか」との質問があり、事務局より、「実績として、令和 7 年度は、自主研修制度を活用したのが 5 件で、この中の何人かは、国家資格等を資格取得で申請をしてきている職員がいる」との答弁があった。

理事より、「それはどういった資格か」との質問があり、事務局より、「社会福祉士が 2 人誕生した」との答弁があった。

理事より、「事業報告 1 ページの下から 3 行目、「福祉人材については」というところに、「国はその枠を外国人にまで広げている状況」という一文が入っている。前回伺ったときに、こちらは外国の方にまでは枠を広げていないのだというお話であったが、あえてこれを入れているということは、これからは方針としてこれも考えていくということがあってのことか」との質問があり、事務局より、「外国人の方の採用、いわゆる人材確保というところで、日本人以外の外国人の方にご協力いただくという面については、会社として明確な方針を出しているわけではないが、現場目線で言うと、介護職の方、福祉職の方の人材不足は危機的な状況であり、国の定めている特定技能など、そういった制度の中での外国人活用ということも踏まえて、あまり外国人を否定するのではなく、一つの人材確保の案として検討はし続けていくというスタンスでこれまでも考えている。具体的に採用する、しないというところはまだ決定はしていない。

それほど切羽詰まっている状況ではないが、ちょうふの里さんがそのようなことをやり始めたと聞いており、それを参考にして、近い将来、我々も踏み切らなければいけないなと考えている」との答弁があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

セ　議案第 14 号　令和 7 年度収支決算（案）について

事務局より次のように説明があった。

「資料として議案書で収支決算案の財務諸表案を添付しているが、概要版にて説明する。

5 ページ、令和 7 年度収支決算状況である。財務諸表では 18 ページからになる。

収入総額は 5 億 5742 万円余、支出総額は 5 億 5284 万円余となり、収支差額が 457 万円余のプラスとなっている。この結果、この収支差額を前期繰越収支差額に足して、次期繰越収支差額が 7387 万円余となっている。

収支差額の 457 万円余の内訳であるが、右側の※1 にあるとおり、自主事業の訪問介護事

業、居宅介護支援事業を合わせて 307 万円余のプラスとなり、また、その自主事業の収支の内訳としては、訪問介護事業で 344 万円余のプラス、居宅介護支援事業で 36 万円余のマイナスで、合計すると 307 万円余のプラスとなっている。
居宅介護支援事業については、若干マイナスとなったが、前年度の決算値よりも、収支としては大幅に改善をし、収支均衡に近い状況となっている。
このほか、その他収入で、寄附金、基本財産運用収入等の法人側のプラスということで 150 万円余のプラスとなっている。
また、自主事業の決算状況をご説明したので、補足として、令和 7 年度末、令和 8 年 3 月に、昨年に引き続き、期末特別賞与等の実施を行った。賞与額・還元額の規模としては、337 万円余である。
職員の方からは、お米の支給については大変好評であった。
次に、「4 令和 7 年度正味財産増減状況」である。財務諸表は 2 ページからになる。
経常収益及び経常外収益の合計が 5 億 5487 万円余、経常費用及び経常外費用の合計が 5 億 5170 万円余となり、当期の一般正味財産増減額は 317 万円余の増加となった。
令和 7 年度は、みずほ財団のほうから小型電気自動車の寄贈を受け、その小型電気自動車は配食サービスに使用するもので、指定正味財産として計上した。令和 7 年度は、指定正味財産の動きがあるので、それを含めた表示としている。
この結果、一般正味財産期末残高が 1 億 1355 万円余、指定正味財産を含めた正味財産期末残高は 4 億 1456 万円余となっている。
詳細については、本書のほうをご確認願いたい。」
監事より次のように監査結果報告があった。
「私たち両監事は､公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 24 条及び関連法令に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの令和 7 年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果について、次のとおりご報告する。
1 監査の方法及びその内容
（1）業務監査については、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査した。
（2）会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。
2 監査の結果
（1）事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。
（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。」
審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ソ　議案第 15 号　理事候補者の選任について
タ　議案第 16 号　理事候補者の選任について
チ　議案第 17 号　理事候補者の選任について
ツ　議案第 18 号　理事候補者の選任について
テ　議案第 19 号　理事候補者の選任について
ト　議案第 20 号　理事候補者の選任について
ナ　議案第 21 号　理事候補者の選任について
ニ　議案第 22 号　監事候補者の選任について
ヌ　議案第 23 号　監事候補者の選任について

議案第 15 号から議案第 23 号までは、役員の任期満了により、改選を行う案件であるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

「定款第 25 条では、「理事・監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない」とあり、令和 8 年度定時評議員会をもって、理事・監事の皆様の任期は満了となる。これまで公社の発展にご尽力いただき、感謝を申し上げる。

なお、理事・監事の選任は評議員会の議決事項になる。」

事務局より、事務局案について、経歴書をもとに候補者の説明があった。

議案第 15 号から議案第 23 号について、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ネ　議案第 24 号　令和 8 年度定時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づいて理事長が招集することになっている。

このことから、令和 8 年 5 月 18 日（月曜日）午後 2 時より、令和 7 年度事業報告、収支決算、理事・監事の選任について審議するため、定時評議員会を開催したく、提出するものである。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

(4)報告事項

ア　報告第 1 号　令和 7 年度下半期苦情解決状況について

事務局より次のように報告があった。

「令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までの 6 カ月間で申し出のあった苦情はなかった。引き続き、苦情の発生に至らぬよう、事業活動や法人運営に努めていく。」

報告のとおり、了承された。

イ　報告第 2 号　令和 7 年度下半期事故報告について

事務局より次のように報告があった。

「報告対象期間は、令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までの 6 カ月間である。当該期間における事故報告件数は 9 件で、事業別に見ると、ホームヘルプサービス事業 2 件、食事サ

ービス事業 2 件、国領デイサービス事業 2 件、デイサービスぷちぽあん事業 1 件、訪問介護事業 2 件となっている。

事故の主な内容は、物損事故、転倒等による身体に関する事故、調理・作業中の軽微な負傷、送迎・配達時の車両に関する事案などが発生している。

事故の背景として、ご利用者様宅にある掃除用具などの物品の取扱いに関する理解不足、見守り体制の不十分さ、動作手順や安全確認の不足等が見受けられた。

再発防止策としては、協力会員及び職員に対する業務手順や物品取扱いの再確認、安全確認の徹底、マニュアル整備及び共有を図ってきた。

今後も、事故の未然防止と迅速な対応、報告体制の徹底を図り、安心・安全なサービス提供に努めていく。」

報告のとおり、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。